社会福祉法人長井市社会福祉協議会役員等の報酬等支給規程

昭和 28 年 3 月 29 日制定

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等並びに役員、評議員、委員及び相談員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員の報酬等）

第２条　役員の報酬は勤務実態に応じて支給するものとし、別表 1 に定めるところによる。ただし、法人職員を兼ねる役員を除く。

２　任期途中で役員の就任及び退任があった場合の報酬は、日割り計算により算出し支給する。

３　役員が職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

４　常勤の役員には報酬のほか通勤手当及び期末手当を支給する。

５　前項の手当の支給条件、支給方法並びに通勤手当の額は社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程の例による。

６　第 4 項の期末手当の額は、理事会が別に定める。

（費用弁償）

第３条　法人の役員等（常勤の役員及び法人の職員又は行政機関の職員で役員を兼ねているものを除く。）が会議への出席及び監事監査を行う場合の費用弁償の額は、別表２に定めるところによる。ただし、交通費の実費が別表 2 の費用弁償額を超える場合には、法人旅費規程に基づき旅費を支払うことができる。この場合、別表 2 の費用弁償は行わない。

（報酬等の支給方法）

第４条　役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤の役員を除く役員等の報酬については年払い又は半年払いとする。

(2) 第 3 条に規定する費用の弁償は、会議出席等必要の都度支給する。

(3) 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(4) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第５条　法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て会長が行う。

（補則）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

別表１

役　職　名	支給区分	報　酬　額
会　　長	年　額	300,000 円
副　会　長	年　額	50,000 円
常勤の役員	月　額	限度額 350,000 円 （理事会が別に定める額）
その他の理事		無報酬
監　　事	年　額	30,000 円

別表２

区　　分	役　職　名	費用弁償額
社会福祉協議会	理事・監事・評議員・委員	日　額　　2,500円
心配ごと相談所	相談員	日　額　　2,500円